

# 第1回 百間川分流部保全方策検討委員会

## 議 事 要 旨

### 【日時及び場所】

日 時：平成25年11月27日（水）9：00～11：30

場 所：今在家河川防災ステーション 岡山市水防センター3階 防災研修室

### 【出席委員・オブザーバー】

委 員：前野 詩朗（岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授）

稲田 孝司（岡山大学 名誉教授）

樋口 輝久（岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授）

万城 あき（公益財団法人 岡山県郷土文化財団 主任研究員）

オブザーバー：代理 宇垣 匡雅（岡山県教育庁 文化財課 参事）

### 【議事次第】

開 会

挨拶（事務所長）

委員会設立趣旨、規約承認

委員長選出

現地視察

議 事

1. 事業の概要等

2. 検討の進め方について

3. 分流部改築に伴う「一の荒手」・「二の荒手」の課題について

その他

閉 会

### 【配布資料】

資料－1 百間川分流部保全方策検討委員会（仮称） 設立趣旨（案）

資料－2 百間川分流部保全方策検討委員会（仮称） 規約（案）

資料－3 百間川分流部保全方策検討委員会（仮称） スケジュール（案）

資料－4 第1回委員会 説明資料

参考資料

現地視察資料

## 【議事概要】

### 1. 委員会設立趣旨・委員会規約について

- ・委員会設立趣旨及び委員会規約が承認された。(平成25年11月27日付で施行)

### 2. 委員長の選出

- ・委員の互選により、委員長に前野詩朗委員が選出された。

### 3. 現地視察

- ・一の荒手、二の荒手周辺の現地状況を確認した。

### 4. 議事内容について

委員 : 下流亀の甲について、下流側の比較的良好に残っている部分についても解体を行った方がよいか。補強を行う場合、全面解体とせず部分的な補強にすることは可能か。

事務局 : 過去の検討経緯より、現状の空積では安定性が確保できないという結果が得られているため補強はせざるを得ない。どれだけ現存のものと同じように保全できるかということに関しては技術的検討を進めていく。

委員長 : 補強は必要であるが、中にグラウトを注入する等の工法により、なるべく現状を残しながら補強していく工法についても検討をお願いします。

事務局 : 部分的に解体を行わない場合について、記録をどのようにするかについてご助言いただきたい。

委員長 : 3D計測や高解像度の映像記録が必要かと考える。土木遺産の考え方からはいかがか。

委員 : 過去に何回も被災しているため、現在残っているものが当時のオリジナルのものだけではない。今回全面解体を行った場合には、いつどこを直したかが明らかになる。今後どの部分をどのように改修したかを記録し、当時の絵図などと比較してどのように違うのかは、後世に残していく必要があると考える。

委員 : 百間川は、300年間治水施設として岡山を守ってきたものであるということを忘れないためにも、歴史的な経緯を知るものとして「一の荒手」「二の荒手」を残す必要があると考える。保全に際して石積みの解体を行う場合、沖田神社のように戻せなかった例もあり、修復可能であることの確認と熟練した石工の選定をお願いしたい。なお、解体する部分については内部構造を確実に記録していただきたい。

また、百間川は放水路なので、いざという時は河川敷の施設が使えなくなる時もあること、「一の荒手」「二の荒手」は歴史的にも治水上重要な施設であることを、住民に対して周知広報いただきたい。

事務局 : 「百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会」等により住民の方々と検討・合意形成等も行ってきており、続けて周知に取り組んでいきたいと思う。加えて文化財としての価値という点については、専門の方々にも発信いただければ住民にも理解していただけると考える。そのような際には、是非ともご協力させていただきたい。

委員 : 解体・復元にあたっては、どの程度の正確さを考えているか。  
事務局 : 基本的には、同じところに同じ石を復元したいと考えているが、それが可能かどうかは今後慎重に検討を進める。

委員 : 上流亀の甲について、埋没している箇所は3D計測はどのように行うのか。  
事務局 : 施工時に、周辺を掘り下げた状態で計測を行うことを考えている。

委員長 : 「一の荒手」「二の荒手」の治水上及び土木遺産としての価値を住民に理解していただくためにも、雑草が生い茂らないようにして頂きたい。  
事務局 : 雑草が生い茂らないように検討する。

委員 : 説明板は設置しないのか。また、説明板設置に際しては、日焼け等の劣化に配慮したものとしてほしい。  
事務局 : 「百間川分流部周辺の有効活用に向けた提言」においても同様のご意見を頂いており、現地説明板やホームページでの広報等は今後進めたいと考えている。

委員 : 史跡である「二の荒手」について解体・復元や補強を行った場合、文化財として問題はないか。

オブザーバー : まず、治水機能を有する遺構であり、文化財としては保全方法に応じた対応可能で(代理) ありと考える。

委員 : 「一の荒手」は文化財指定を受けていないのか。

オブザーバー : 経緯は不明であるが、保存や記録が適正になされるのであれば、埋蔵文化財扱いは(代理) しなくても良いのではないかと考えている。

委員長 : 本日の意見をまとめると以下の事項となり、次回の中間会に事務局から具体的な提案をお願いします。

- 記録について、現況構造の記録は必ず行い、高解像度の画像記録、3D計測等の技術も有効に活用して頂きたい。
- 補強について、樹木の根が侵入し隙間が空いているところ(下流亀の甲等)は、そのまま残すことが不可能であるため、補強は必要と考える。現状保存状態がよい箇所は、現状を残すことが可能な補強工法(セメントミルク注入工など)についても検討頂きたい。治水機能を有する遺構であり、文化財としても保全方法に応じた対応は可能とのご意見をいただいた。
- 荒手及びそれに隣接する構造物については、石を基調とした構造を検討願いたい。

## 5. その他

- ・第2回百間川分流部保全方策検討委員会は、委員予定を確認した後、案内する。

以上